

女川町告示第36号

入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月26日

女川町長 須田善明

1 入札に付する事項

- (1) 件名 応急給水組立式タンク購入
- (2) 納入場所 牡鹿郡女川町女川浜字大原376-2 地内
- (3) 仕様・規格等 応急給水組立式タンク及び架台 25組、オプション一式
詳細は、別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和9年3月10日（水）まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 設定なし
- (7) 支払条件 検収後一括払い
- (8) 契約締結 女川町財務規則（昭和50年女川町規則第12号。以下「規則」という。）第98条第2項の規定により落札から7日以内に契約を締結するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 女川町の令和7・8年度物品等入札参加資格承認を受けている業者で、「物品」のうち次のいずれかの登録を受けている業者
 - ① 「水道機械器具（給排水資材）」に登録を受けている業者
 - ② 「その他（資材）」に登録を受けている業者
 - ③ 「その他」に給水タンク又は防災（災害）用品等の類似項目と認められる項目で登録を受けている者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 本公告日から本入札の開札の日までの間、女川町が発注する契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成20年女川町訓令甲第26号)別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

3 入札手続等

(1) 入札担当課

担当課名：女川町上下水道課

電話番号：0225 - 54 - 3131 (内線281)

郵便番号：986 - 2265

所在地：牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1女川町役場庁舎2階

(2) 入札参加申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、5の表に示すとおり女川町公式ウェブサイトで行う。(窓口交付は行わないので注意すること。)

(3) 仕様書の閲覧

本入札に関する仕様書の閲覧の期間及び場所は、5の表に示すとおり電子メールで行う。(窓口での交付は行わないので注意すること。)

(4) 仕様書に対する質問

ア 仕様書について質問がある場合は、質疑応答書に質疑事項を記入の上、電子メールに添付し、5の表に示す期間内に提出することができる。

イ 質疑事項に対する回答は、5の表に示す期間に女川町公式ウェブサイトにて閲覧に供する。

(5) 入札の日時及び場所

ア 入札の日時及び場所は、5の表に示すとおりとする。

イ 入札参加者は、受付時に一般競争入札参加資格審査結果通知書を提示すること。

4 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類(アについては、3の(2)により配布する様式による。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加申請書(様式第1号) 1部

イ 委任状(申請用) 1部

ウ 女川町から連絡する際の窓口となる申請者社員の名刺
(電子メールの送信先が記載されているもの、手書きも可) 1部

(2) 入札参加書類の提出期限、提出方法及び提出先

ア 提出方法

・提出期限は、5の表に示すとおりとする。

- ・郵送（配達証明付郵便）に限る。郵送の際に封筒には「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

イ 提出期限及び提出先

5の表に示すとおりとする。

- (3) 入札参加資格の有無については、5の表に示す日時に、4(1)ウの窓口となる申請者社員あてに電子メールで通知する。なお、5の表に示す日時以後に電子メールの受信が確認できない場合は、入札参加希望者は、入札担当課に電話で問い合わせることができる。
- (4) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由を書面により問い合わせることができる。
- (5) (4)の問合せを行う場合は、その旨を記載した書面を入札担当課に電子メールで提出すること。
- (6) (5)の問合せがあった場合は、入札担当課から入札参加資格を有すると認められない理由を記載した書面を入札参加希望者（窓口となる申請者社員）に電子メールで回答する。

5 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
入札参加申請 書類交付	期間 令和8年6月26日（金）から 令和8年7月10日（金）まで	女川町公式ウェブサイト
仕様書の閲覧・配付	期間 令和8年6月26日（金）から 令和8年7月10日（金）まで	電子メールにより実施 下記アドレスに入札件名を記載し 送信すること（※1） suido-shomu@town.onagawa.lg.jp
質疑の受付	期間 令和8年6月26日（金）から 令和8年7月2日（木） 午前10時まで	電子メールにより実施 下記アドレスに工事名を記載し、 送信すること（※1） suido-shomu@town.onagawa.lg.jp
回答書の閲覧	期間 令和8年7月3日（金）から 令和8年7月10日（金）まで	女川町公式ウェブサイトには回答書 を掲載する。
入札参加申請書類 提出	期限 令和8年7月6日（月） ※正午まで郵送必着	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町庁舎 上下水道課 ※郵送（配達証明付郵便）
入札参加資格通知	期日 令和8年7月8日（水） 午後3時頃	電子メールにより通知

入札書受付締切	期限 令和8年7月13日(月) ※郵送必着	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町庁舎 上下水道課 ※郵送(配達証明付郵便)
開札	日時 令和8年7月15日(水) 午前11時30分	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町役場庁舎 3階大会議室B
<p>※1 上記は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。</p> <p>※2 電子メール以外(窓口、電話、ファクシミリ等)の受付は行わないので注意すること。</p>		

6 入札方法等

(1) 入札書の提出

ア 入札書の提出期限は、令和8年7月13日(月)とする。

イ 入札書の提出方法は、郵送とする。この場合は、二重封筒とし、入札書及び費用内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、入札参加者の名称及び入札に係る件名及び開札日を表記し、外封筒には入札書在中の旨及び開札日を朱書きし、配達証明付書留郵便にて提出期限までに女川町役場に到達するように郵送すること。また、封筒の大きさについては、入札者の任意とする。なお、中封筒に入れることなく入札書や費用内訳書を外封筒のみで郵送した場合は、失格とするので注意すること。

ウ 郵送以外の入札書の提出は認めない。

(2) 開札の日及び場所は3の(5)に示すとおりとする。なお、入札者又はその代理人(代理人の場合は委任状を提出のこと)は開札に立ち会わなければならない。開札に立ち会わない場合は、失格とする。

(3) 落札者の決定にあたり、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を入札書に記載すること。

7 入札保証金

免除する。

8 費用内訳書の提示について

(1) 入札に際し、1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した費用内訳書の提出を求める。

(2) 費用内訳書の様式は、自社の様式を使用するものとする。ただし、必ず閲覧した仕様書の項目(区分、名称、数量、単位等)と同様のものを記載すること。

(3) 費用内訳書は、6の(1)の入札書を提出する中封筒に同封して郵送すること。

(4) 費用内訳書は、返戻しない。

9 入札の無効

(1) 当競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。

(2) 入札条件に違反したとき。

(3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。

(4) 入札者が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかなきとき。

(5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為その他の不正の行為があったとき。

(6) 契約締結後において、上記(1)から(5)により入札が無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

10 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限範囲内で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。落札者となるべき同価格の入札をした者が2者あるときは、直ちに該当入札者又はその代理人にくじを引かせ落札者を決定するものとする。ただし、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ただし、その者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

11 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、規則第106条の2に該当するときは、契約保証金の納付を免除するところがある。

12 その他

(1) 入札参加者は、女川町公式ウェブサイトにおいて閲覧できる入札に関する事項について遵守しなければならない。

(2) 落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないところがある。